京 都 府　済生会京都府病院
大 阪 府　済生会野江病院、済生会新泉南病院及び済生会富田林病院
奈 良 県　済生会奈良病院及び済生会御所病院
和歌山県　済生会和歌山病院及び済生会有田病院
鳥 取 県　済生会境港総合病院
広 島 県　済生会呉病院及び済生会広島病院
山 口 県　済生会山口総合病院及び済生会下関総合病院
福 岡 県　済生会八幡総合病院、済生会福岡総合病院、済生会大牟田病院及び済生会二日市病院
佐 賀 県　済生会唐津病院

国土交通省

平成23年度通訳案内士試験公示

通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第８条の規定による平成23年度通訳案内士試験を次のとおり実施することとしたので、通訳案内士法施行規則（昭和24年運輸省令第27号）第２条の規定に基づき、公示する。

平成23年５月16日

観光庁長官　溝畑　　宏

1　試験科目

⑴　筆記試験

㋐　外国語（記述式）

英語、フランス語、スペイン語、ドイツ語、中国語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語、韓国語及びタイ語のうち、受験者の選択する一カ国語（ただし、今年度外国語英語科目が免除となり、併せて他の外国語科目の受験を希望する場合、又は英語以外の外国語科目が免除となり、併せて英語科目の受験を希望する場合は二カ国語の受験を可能とする。）

㋑　日本地理（マークシート方式）

㋒　日本歴史（マークシート方式）

㋓　産業、経済、政治及び文化に関する一般常識（マークシート方式）

⑵　口述試験

通訳案内の実務（筆記試験で選択した外国語による実践的コミュニケーション能力。人物考査を含む。）

2　受験資格、試験期日、試験場所及び合格者の発表

⑴　筆記試験

受験資格　年令、性別、学歴、国籍その他の制限はない。

試験期日　平成23年８月28日（日）

㋐　外国語についての筆記試験：午前10時（日本時間。以下同じ。）から正午までの２時間

㋑　日本地理：午後２時から２時40分までの40分間

㋒　日本歴史：午後３時10分から３時50分までの40分間

㋓　産業、経済、政治及び文化に関する一般常識：午後４時20分から午後５時までの40分間

試験場所　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、京都府、広島市、福岡市、那覇市、ソウル市、中国国内のいずれかの都市、香港特別行政区、台北市

試験場は、受験票交付の際に受験者に通知する。

㈱　外国語（記述式）試験については、ソウル市では韓国語のみ、中国国内のいずれかの都市、香港特別行政区及び台北市では中国語のみ実施する。

合格者の発表　筆記試験の合格者は、平成23年11月11日（金）（予定）に、その受験番号を独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）において掲示するとともに機構のホームページ上に掲載する。受験者には郵送で合否を通知する。なお、不合格者のうち一部の科目について合格点を得た者には郵送で当該科目を通知する。

⑵　口述試験

受験資格　筆記試験に合格した者

試験期日　英語　平成23年12月４日（日）

英語以外の外国語　平成23年12月11日（日）

試験場所　英語、中国語、韓国語については、東京都、京都府及び福岡市

英語、中国語、韓国語以外の外国語については、東京都

英語、中国語、韓国語受験者で筆記試験を東京都、京都府及び福岡市で受験した者は当該受験場所と同一の場所で口述試験を受験しなければならない。

試験場及び試験時間は、筆記試験の合格通知の際に当該合格者に通知する。

合格者の発表　口述試験の合格者は、平成24年２月10日（金）（予定）にその受験番号を機構において掲示するとともに機構のホームページ上に掲載する。受験者には郵送で試験の合否を通知する。

合格者には通訳案内士試験合格証書を、不合格者のうち筆記試験の合格者には筆記試験合格証書をそれぞれ交付する。

3　受験手続

⑴　受験願書受付期間及び受付時間

平成23年５月16日（月）から同年６月20日（月）まで（ただし、土曜、日曜を除く。）とし、受付時間は、午前10時から午後６時までとする。なお、受験願書を郵送する場合は、６月20日（月）消印有効とする。電子申請の受付期間は、５月16日（月）午前10時から６月20日（月）午後６時までとし、機構のホームページ上に設ける申請用のアドレスからアクセスできることとする。

⑵　受験手数料

受験手数料8,700円（二カ国語受験の場合は17,400円）を郵便振替又は銀行（機構が指定する銀行）振込により機構に納入しなければならない。ただし、電子申請の場合には、クレジットカード決済又はコンビニエンス・ストアでの払込みとする。なお、受験手数料は受理した後は返還しない。

⑶　受験願書提出先

株式会社ＩＣＳコンベンションデザイン内通訳案内士試験係　（〒101―8449 東京都千代田区猿楽町１―５―18　千代田ビル５階、電話番号　03―3219―3510）

4　試験の一部免除

⑴　平成22年度通訳案内士試験（以下「前年度試験」という。）のうち、筆記試験に合格し、口述試験に不合格であった者及び口述試験を受験しなかった者については、平成23年度通訳案内士試験（以下「当年度試験」という。）のうち筆記試験を願いにより免除する。

⑵　前年度試験の筆記試験のうち一部の科目について合格点を得た者については、当該科目を願いにより免除する。

⑶　以前に他の外国語による通訳案内士（業）試験に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験の㋑日本地理、㋒日本歴史及び㋓産業、経済、政治及び文化に関する一般常識を願いにより免除する。

⑷　総合及び国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者（一般及び国内旅行業務取扱主任者試験合格者並びに一般及び国内旅行業務取扱主任者認定証保有者も含む。）については、当年度試験のうち筆記試験の㋑日本地理を願いにより免除する。

⑸　財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の１級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験の㋐外国語（英語に限る。）を願いにより免除する。

⑹　歴史能力検定協会が実施する歴史能力検定の日本史１級又は日本史２級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験の㋒日本歴史を願いにより免除する。

⑺　一の外国語による地域限定通訳案内士試験に合格した者が、当該外国語による通訳案内士試験を受験する場合は、当年度試験のうち筆記試験の㋐外国語を願いにより免除する。

⑻　前年度に一の外国語による地域限定通訳案内士試験の外国語筆記試験について合格基準点に達した者が当年度試験のうち筆記試験の当該外国語を受験する場合は、㋐外国語筆記試験を願いにより免除する。

⑼　⑴から⑻までの免除を受けようとする者は、受験願書にその旨を記載し、⑷から⑹までの免除については、当該免除者であることを証する書面を添付しなければならない。ただし前年度及びそれ以前の試験を受験する際に既に同様の書面を提出済みの者は添付を省略することができる。